

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 6 年度）

住 所	〒 6 6 4 - 0 0 1 4 兵庫県伊丹市広畑 3 丁目 1 番地
事業者名	伊丹市交通局
代表者名	伊丹市自動車運送事業管理者 森脇 義和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	2024年度に車両の更新予定はなかったが、今後の更新時には引き続きノンステップバスを導入する予定である。	車両更新なし

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	スロープ板等による介助をはじめとした必要な役務の提供、また、聴覚障がい者からの求めに対しては、筆談具を用いて対応する等、全乗務員への教育を随時実施する。	新規採用乗務員に対しても車いす、ベビーカーに対する取り扱い方法の研修を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車いす利用者への乗降支援	移動等円滑化基準に基づく車いす利用者への乗降支援に関する要領に基づき、全乗務員が必要に応じて支援（手助け）を行う。	お客様個々の必要に応じて、都度対応した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
主要ターミナルのバス停における情報提供の充実 車内における情報提供の充実	・駅前において文字・音声放送案内の設備の修繕・データ更新を定期的に行い、案内内容の充実を図る。 ・バス車内において次停留所名表示装置の設備の修繕・データ更新を定期的に行い、案内内容の充実を図る。	データ更新については定期的に更新作業を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員等への研修実施	・全乗務員に対し、職員研修計画に基づき、定期的に接客・接客研修を実施し、特に高齢者や障がい者等への理解をはじめ、疑似体験や実技を取り入れながら実施する。 ・旅客支援への対応として、公益財団法人日本ケアフィット共育機構が行う「サービス介助士」の資格取得を進めてきており、引き続き資格取得と資格更新の支援を行う。	全乗務員に対し、職員研修計画に基づき接客・接客研修を実施。サービス介助士については3名が新規に取得した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリーに対する広報及び啓発活動	車内放送において優先座席の適正な利用に関するアナウンスを適宜実施する。	車内放送により優先座席の適正利用を促した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・高齢者や障がい者等の乗降をスムーズに行うため、関係機関との調整を行いながらバス停施設等の改良を行う。

(3) 報告書の公表方法

交通局ホームページ上に掲載 (<https://itamicity-bus.jp/info-2/barrierfree>)

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	90	90	90		0			0	0		0		
年度内に 供用を開 始した車 両数	0	0	0		0			0	0		0		
年度内に 供用を廃 止した車 両数	2	2	2		0			0	0		0		
年度末車 両数	88	88	88		0			0	0		0		

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。